# 議案第39号

# 専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月1日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

# 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和2年3月31日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

# 瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険税条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第11条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの 国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 第1条 略

(課税額)

### 第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属す る国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額及び被保険者均等割額の合算額と する。ただし、当該合算額が63万円を超え る場合においては、基礎課税額は、63万円 とする。

新

#### 3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

# 第3条から第10条の8 略

(国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算が17万円を超える場合には、17万円)の合算

#### 第1条 略

(課税額)

#### 第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属す る国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額及び被保険者均等割額の合算額と する。ただし、当該合算額が61万円を超え る場合においては、基礎課税額は、61万円 とする。

旧

#### 3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

# 第3条から第10条の8 略

(国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算が16万円を超える場合には、16万円)の合算

額とする。

## (1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き28万5,000円を加算した金額を超えな い世帯に係る納税義務者(前号に該当す る者を除く。)

アからウ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前2号に該当する者を 除く。)

アからウ 略

第11条の2及び第15条 略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (適用区分)
- 2 改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規 定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保 険税について適用し、令和元年度分までの 国民健康保険税については、なお従前の例 による。

額とする。

## (1) 略

(2)法第703条の5に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き28万円を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前号に該当する者を 除く。)

アからウ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前2号に該当する者を 除く。)

アからウ 略

第11条の2及び第15条 略